

写

国大協企画第101号
平成19年8月8日

文部科学大臣
伊吹文明 殿

社団法人 国立大学協会
会長 小宮山 宏

平成20年度国立大学関係予算の確保・充実について（要望）

貴職におかれては、日頃から国立大学法人について深いご理解と力強いご支援をいただいております。厚く御礼を申し上げます。

国立大学は、これまで、我が国における知の創造拠点として高度な学術研究や科学技術の振興を担い、また、高度人材育成の中核としての役割を担ってきたところであり、平成16年の法人化を契機として、その役割を再認識し、自らの中期目標を達成するため一層の努力を重ねているところです。

その一方で、国立大学法人の財政的基盤である運営費交付金は、いわゆる骨太の方針2006に基づき、1%の適用を受け、年々削減されており、各法人では各々が懸命の経営努力により対応しているものの、その努力も限界に近づきつつあります。

また、医師養成等の国の重要な機能を担う大学附属病院には経営改善係数(2%)の適用とも併せて大きな影響が生じています。

更に、国立大学の教育研究活動を支える施設・設備を整備充実するために必要な施設整備費補助金等の予算についても厳しい状況にあります。

このような運営費交付金・施設整備費補助金等の削減が続けば、今後数年を経ずして教育の質を保つことは難しくなり、さらには一部国立大学の経営が破綻するばかりか、学問分野を問わず、基礎研究や萌芽的な研究の芽を潰すなど、これまで積み上げてきた国の高等教育施策とその成果を根底から崩壊させることとなります。

つきましては、貴職に対して我々の意をお伝えするため、別紙の事項について、要望いたします。平成20年度の概算要求に向けて、国立大学関係予算の確保・充実について、ご理解をいただき、引き続きご尽力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

要望事項の要点

【要望事項 1】

国立大学法人の教育・研究の基盤となる運営費交付金の確保について
(1%見直し)

我が国の発展の基礎を支える高等教育機関に対する公財政支出を増大すること。特に、国立大学法人の教育・研究の基盤となる運営費交付金を安定的・持続的に確保するために、「教育再生特別枠」による特段の措置を講ずること。

また、骨太の方針 2006 に盛り込まれた、今後5年間の運営費交付金 1%の撤廃に向けて取り組むこと。

【要望事項 2】

国立大学附属病院の経営に対する財政的支援等について (2%見直し)

経営改善係数の適用による 2%を見直すとともに、医師等の人材育成、地域医療の中核病院、地域医療体制の確立、高度先進的医療の提供など、国立大学附属病院特有の役割を果たすために必要な財政的支援を行うこと。

また、経営努力にもかかわらず、診療報酬のマイナス改定等、外的な要因による経営への影響については、特段の配慮を講ずること。

【要望事項 3】

国立大学法人の教育・研究環境整備のために必要な予算の確保について
(施設・設備費の増額)

「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」に基づき、国立大学法人の教育・研究環境を計画的に整備するために必要な予算を確保すること。

また、イノベーションの基盤となる大型の研究施設・設備の整備や老朽化した教育研究設備の更新に必要な財政措置を講ずること。

説 明

【要望事項 1】

国立大学法人の教育・研究の基盤となる運営費交付金の確保について (1%見直し)

我が国の発展の基礎を支える高等教育機関に対する公財政支出を増大すること。特に、国立大学法人の教育・研究の基盤となる運営費交付金を安定的・持続的に確保するために、「教育再生特別枠」による特段の措置を講ずること。

また、骨太の方針 2006 に盛り込まれた、**今後 5 年間の運営費交付金 1% の撤廃**に向けて取り組むこと。

本来、国立大学が果たしてきた役割は、我が国の力強い成長と国際競争力向上の活力源となることであり、社会が国立大学に対してその役割を求める限り、その財政的基盤は安定的に担保されるべきものである。

そのためには、高等教育予算全体の増額が必要であり、国からの公財政投資を先進国並みに（GDP比0.5%を1%に）大幅に増額するように最大限の努力が求められている。国立大学の果たしている役割（国際競争力の源としてのナショナルセンターと、地域社会・経済を支えるリージョナルセンター）にご理解をいただき、「教育再生特別枠」を設けるなどにより国からの財政的支援を抜本的に拡充していただきたい。

また、国立大学法人における教育・研究の基盤となる運営費交付金については、各国立大学法人が6年間の中期目標・計画期間を通じて安定的・持続的にその役割を果たすために必要な経費であり、創造的・先端的な学術研究や我が国の発展の中核となる人材育成を着実に実施できるよう十分な予算を確保していただきたい。その際、いわゆる骨太の方針 2006 に盛り込まれた、今後5年間の運営費交付金 1%の撤廃に向けて取り組むなど、適切な措置を講じていただきたい。

【要望事項 2】

国立大学附属病院の経営に対する財政的支援等について（ 2%見直し）

経営改善係数の適用による 2%を見直すとともに、医師等の人材育成、地域医療の中核病院、地域医療体制の確立、高度先進的医療の提供など、国立大学附属病院特有の役割を果たすために必要な財政的支援を行うこと。

また、経営努力にもかかわらず、診療報酬のマイナス改定等、外的な要因による経営への影響については、特段の配慮を講ずること。

国立大学附属病院は、地域で活躍する医師の育成や生涯教育、新しい治療の開発や治験などの臨床医学研究、重症患者の治療や先端医療、災害時やがん治療などの拠点病院として、地域医療を守る最後の砦としての使命を果たしてきたが、法人化の際には想定されなかった診療報酬の大幅なマイナス改定等の外的な要因により厳しい経営を迫られている。

この状況の中、附属病院は、懸命の経営努力を重ね、医業収入の増額を図っているものの、効率化係数（ 1%）と経営改善係数（ 2%）の適用も併せて、その努力は限界に近づいており、早急に対策を講じなければ大半の附属病院が赤字となる。

併せて、新臨床研修制度や新看護体制の導入をきっかけとした医師、看護師等の診療に必要な人材の確保に苦慮しており、医師・看護師の確保や離職防止等に必要な措置が講じられなければならない。

また、附属病院が地域の医療機関と有機的な連携をしながら、例えば、研修医や専門医の地域循環型の研修システムを整備していかなければ、地域医療体制の確保ができず、地域社会に対して多大な影響を与えることとなる。

高度先進的医療を提供するため、特に、附属病院を中心に実施されるがん専門医の養成やがんの診断・治療の臨床研究などに必要な措置を講じることは、我が国の医学・医療レベルの向上に寄与するとともに、安心・納得できるがん医療の提供を実現し、国民の期待に応えることに繋がる。

さらに重大なことは、現場の医師、教員は、教育・研究の時間を犠牲にして、医業収入増のための診療時間を増加せざるを得ず、医師養成機能の低下、臨床研究論文の減少を生み、国際競争力を低下させつつある。

したがって、今後も、附属病院に課せられた使命を果たし続けていくためには、経営基盤の安定化が不可欠であり、これに対する国からの財政的支援をお願いしたい。更に、我が国の医学・医療レベル向上のために、医師等の人材養成や高度先進的医療の提供などに必要な各種制度の整備をお願いしたい。

【要望事項3】

国立大学法人の教育・研究環境整備のために必要な予算の確保について (施設・設備費の増額)

「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」に基づき、**国立大学法人の教育・研究環境を計画的に整備**するために必要な予算を確保すること。

また、イノベーションの基盤となる**大型の研究施設・設備の整備**や老朽化した**教育研究設備の更新**に必要な財政措置を講ずること。

国立大学の施設については、第三期科学技術基本計画で指摘されているとおり老朽化したものが増加している。

そのため、狭隘化・耐震性不足など安全・安心でない教育研究環境にあり、全学的な視点に立った施設管理や新たな整備手法を導入しても、整備に必要な所要額が絶対的に不足している状況にある。

* 国立大学法人の状況（平成18年5月1日現在）

国立大学法人が保有する施設 約2,500万㎡

うち経年25年以上の施設 約1,400万㎡（約54%）

うち未改修の老朽施設 約800万㎡（保有施設の約1/3）

施設整備に関しては、昨年に引き続き、安全・安心を確保するための支援はもちろんのこと、さらに、教育研究を支える環境、将来、社会からの要請に応え得る人材となる学生の生活環境の整備に対する国からの絶大なる支援をお願いしたい。

また、国立大学研究施設・設備は、近年、整備・更新のための予算が大幅に削減される中で、基盤的な教育研究が立ち行かないほど老朽化している状況にある。イノベーションを創出し、我が国の国際競争力を高めるために大型研究施設・設備の整備や老朽化した教育研究設備の更新は不可欠であるとともに、国際的に魅力ある施設・設備の確保が急務であることに配慮願いたい。

* 学術研究設備の状況（過去15年間）

平成5～9年度 2,816億円

平成10～14年度 1,461億円

平成15～19年度 710億円